

○茨木市立子育て支援総合センター条例

平成21年12月18日

茨木市条例第63号

改正 平成25年3月13日条例第5号

平成26年12月10日条例第37号

茨木市立子育て支援総合センター条例（平成17年茨木市条例第18号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 乳幼児の子育てに関する相談その他の支援を行うことにより、乳幼児の健やかな育成を図るため、本市に茨木市立子育て支援総合センター（以下「センター」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 茨木市立子育て支援総合センター

位置 茨木市東中条町2番13号

2 センターに分館を設置する。

3 分館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 茨木市立子育てすこやかセンター

位置 茨木市沢良宜浜三丁目12番5号

（事業）

第3条 センターは、次の事業を行う。ただし、茨木市立子育てすこやかセンター（以下「すこやかセンター」という。）については、第2号に掲げる事業は行わない。

(1) 子育てに関する相談

(2) 児童虐待に関する相談

(3) 乳幼児の遊びの場の提供

(4) 乳幼児の一時的な保育

(5) 子育てに係る情報の収集及び提供

(6) 前各号に掲げるもののほか、第1条の設置目的を達成するために必要なこと。

（管理）

第4条 センター（すこやかセンターを除く。以下「総合センター」という。）は、市長がこれを管理する。

2 すこやかセンターの管理は、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの（以下「指

定管理者」という。)にこれを行わせる。

(指定管理者が行う業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) すこやかセンターの管理に関する業務
- (2) 乳幼児の一時的な保育事業（以下「一時保育事業」という。）の利用の許可に関する業務
- (3) 第3条各号（第2号を除く。）に掲げる事業の実施  
(指定管理者の指定の申請)

第6条 第4条第2項の規定による指定を受けようとするものは、申請書に次に掲げる書類を添えて、当該指定について市長に申請しなければならない。

- (1) すこやかセンターの事業計画書
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
(指定管理者の指定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったもののうち、提出された事業計画書等により、次に掲げる基準に最も適合していると認められるものを、指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て指定するものとする。

- (1) その事業計画によるすこやかセンターの運営が住民の平等利用を確保することができるものであること。
- (2) その事業計画の内容がすこやかセンターの効用を発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) その事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること。

2 市長は、前項の規定による選定をしようとするときは、あらかじめ、茨木市附属機関設置条例（平成25年茨木市条例第5号）第2条の規定により設置された茨木市指定管理者候補者選定委員会の意見を聴かななければならない。ただし、緊急の必要がある場合その他市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者が行う管理の基準)

第8条 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従いすこやかセンターの管理を行わなければならない。

(指定の取消し等)

第9条 市長は、指定管理者が指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定

を取り消し、又は期間を定めて管理の業務を全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(指定等の告示)

第10条 市長は、指定管理者の指定をしたとき及びその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を告示しなければならない。

(利用者の範囲)

第11条 センターを利用することができる者は、本市に住所を有する者とする。

- 2 乳幼児の遊びの場を利用することができる者は、保護者の付添いがある乳幼児とする。
- 3 一時保育事業を利用することができる者は、生後3月から小学校就学の始期に達するまでの乳幼児とする。

(利用の制限)

第12条 市長及び指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を拒むことができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。
- (2) 営利を目的として利用するものと認められるとき。
- (3) 管理上支障があると認められるとき。
- (4) 乳幼児の遊びの場を利用する場合において、保護者の付添いがないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長又は指定管理者が不相当と認めるとき。

(一時保育事業の利用)

第13条 総合センターにおいて実施する一時保育事業（以下「総合センター一時保育事業」という。）を利用しようとする乳幼児の保護者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

- 2 すこやかセンターにおいて実施する一時保育事業（以下「すこやかセンター一時保育事業」という。）を利用しようとする乳幼児の保護者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。
- 3 総合センター一時保育事業を利用できる日数及び利用定員は、規則で定める。
- 4 すこやかセンター一時保育事業を利用できる日数及び利用定員は、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。

(一時保育事業の利用料等)

第14条 総合センター一時保育事業を利用する乳幼児の保護者は、別表に定める利用料を納付しなければならない。

2 すこやかセンター一時保育事業を利用する乳幼児の保護者は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めた額の利用料金を納付しなければならない。

(利用料金の収入)

第15条 市長は、指定管理者に前条第2項の利用料金を当該指定管理者の収入として收受させる。

(利用料等の還付)

第16条 既納の利用料及び利用料金は、還付しない。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、総合センター一時保育事業の利用料の全部又は一部を還付することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、指定管理者は、規則の定めるところに従いすこやかセンターの一時保育事業の利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(秘密保持義務)

第17条 指定管理者又はすこやかセンターの業務に従事している者（以下この条において「従事者」という。）は、すこやかセンターの管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

(個人情報の取扱い)

第18条 指定管理者は、すこやかセンターの管理に関し知り得た個人情報の漏えい、滅失又は損傷の防止のために必要な措置を講じなければならない。

(損害賠償)

第19条 利用者の責めに帰すべき理由により、建物、設備、器具等を損傷し、又は滅失したときは、利用者は、市長が相当と認める額を弁償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第20条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年7月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行前に準備行為として行った第6条に規定する指定管理者の申請手続そ

その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の相当規定によって行ったものとみなす。

附 則（平成25年条例第5号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年条例第37号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の茨木市立子育て支援総合センター条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料又は利用料金について適用し、同日前の利用に係る利用料又は利用料金については、なお従前の例による。

別表

一時保育事業利用料表

区分	利用料
3歳未満	30分ごとに200円。2,800円を超える場合は、2,800円
3歳以上	30分ごとに100円。1,400円を超える場合は、1,400円

○茨木市立子育て支援総合センター条例施行規則

平成21年12月21日

茨木市規則第59号

改正 平成23年3月30日規則第24号

平成26年2月4日規則第4号

平成27年3月31日規則第38号

平成28年3月30日規則第15号

令和元年5月1日規則第1号

令和元年9月27日規則第16号

茨木市立子育て支援総合センター条例施行規則（平成17年茨木市規則第31号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、茨木市立子育て支援総合センター条例（平成21年茨木市条例第63号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（指定管理者の指定の申請書等）

第2条 条例第6条に規定する申請書は、茨木市立子育てすこやかセンター指定管理者指定申請書（様式第1号）とする。

2 条例第6条第2号の市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 管理に係る収支予算書
- (2) 定款、規約又はこれらに準ずるもの
- (3) 法人の登記事項証明書（法人登記のないものにあつては、業務内容、役員構成及び資本の構成を記載した書類）
- (4) 経営状況を説明する書類
- (5) その他指定管理者の候補者選定のために市長が必要と認めるもの

（候補者の選定結果の通知）

第3条 市長は、条例第7条の規定による選定結果を、次の各号に掲げる申請者の区分に応じ、当該各号に定める通知書により、速やかに当該申請者に対し通知するものとする。

- (1) 候補者に選定された申請者 茨木市立子育てすこやかセンター指定管理者候補者選定結果通知書（様式第2号）
- (2) 候補者に選定されなかった申請者 茨木市立子育てすこやかセンター指定管理者候補者選定結果通知書（様式第3号）

(指定管理者の指定の通知)

第4条 市長は、条例第7条の規定により指定管理者の指定を行ったときは、指定管理者として指定されたものに対し、茨木市立子育てすこやかセンター指定管理者指定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(指定の取消し等の通知)

第5条 市長は、条例第9条の規定により指定管理者の指定の取消しを決定したときは、当該指定管理者に対し、茨木市立子育てすこやかセンター指定管理者指定取消通知書(様式第5号)により通知するものとする。

2 市長は、条例第9条の規定により指定管理者に係る管理業務の全部又は一部の停止を命ずるときは、指定管理者に対し、茨木市立子育てすこやかセンター指定管理者業務停止命令通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(指定管理者の事業報告)

第6条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、その管理する茨木市立子育てすこやかセンター(以下「すこやかセンター」という。)について次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において条例第9条の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に、当該年度の当該取り消された日までの事業報告書を提出しなければならない。

- (1) すこやかセンターの利用の状況
- (2) すこやかセンターの利用料金の収入の状況
- (3) すこやかセンターの管理業務の実施状況
- (4) すこやかセンターの管理に係る経費の収支状況
- (5) 前各号に掲げるもののほか、すこやかセンターの事業及び管理業務の実態を把握するために必要な事項

(開所時間及び休所日)

第7条 茨木市立子育て支援総合センター(すこやかセンターを除く。以下「総合センター」という。)及びすこやかセンターの開所時間及び休所日は、次のとおりとする。

区分	開所時間	休所日			
総合センター(児童虐待に関する相談、乳幼児の遊びの場の提供及び乳幼児の一時的な保育を除く。)	午前8時45分から 午後5時15分まで	日曜日	土曜日	祝日	12月28日から 翌年1月4日 まで

総合センター（児童虐待に関する相談）	午前9時から午後5時まで	日曜日	土曜日	祝日	12月29日から翌年1月3日まで
総合センター（乳幼児の遊びの場の提供及び乳幼児の一時的な保育）	午前9時から午後5時まで	日曜日	—	祝日	12月28日から翌年1月4日まで
すこやかセンター（乳幼児の一時的な保育を除く。）	午前9時から午後5時まで	日曜日	土曜日	祝日	12月28日から翌年1月4日まで
すこやかセンター（乳幼児の一時的な保育）	午前9時から午後5時まで	日曜日	—	祝日	12月28日から翌年1月4日まで

備考 祝日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を含む。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、総合センターの開所時間及び休所日を変更し、又は臨時に休所することができる。この場合において、市長は、総合センター前にその旨を掲示するほか、適当な方法により周知するものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、すこやかセンターの開所時間及び休所日を変更し、又は臨時に休所することができる。この場合において、指定管理者は、すこやかセンター前にその旨を掲示するほか、適当な方法により周知するものとする。

（施設の名称等）

第8条 総合センターにおける条例第3条第3号に掲げる乳幼児の遊びの場の施設名及び定員は、次のとおりとする。

施設名 ぽっぽルーム

定員 50人

2 総合センターにおける条例第3条第4号に掲げる乳幼児の一時的な保育の施設名及び定員は、次のとおりとする。

施設名 一時保育ルーム スマイル

定員 13人

（総合センター一時保育事業の利用の登録）



第9条 条例第13条第1項の規定により、総合センター一時保育事業の利用の許可を受けようとする乳幼児の保護者は、利用しようとする乳幼児について、あらかじめ茨木市立子育て支援総合センター一時保育事業利用登録申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、申請内容を審査し、相当と認めるときは、茨木市立子育て支援総合センター一時保育事業利用登録台帳（様式第8号）に登録するとともに、茨木市立子育て支援総合センター一時保育事業利用登録カード（様式第9号）を申請者に交付するものとする。

3 前項の利用登録カードの交付を受けた者は、当該利用登録申請書の記載内容に変更が生じたときは、茨木市立子育て支援総合センター一時保育事業利用登録変更届（様式第10号）により速やかに市長に届け出なければならない。

4 利用登録カードの交付を受けた者は、当該利用登録カードを破損し、又は紛失したときは、茨木市立子育て支援総合センター一時保育事業利用登録カード再交付申請書（様式第11号）を市長に提出し、再交付を受けなければならない。

（すこやかセンター一時保育事業の利用の登録）

第10条 条例第13条第2項の規定により、すこやかセンター一時保育事業の利用の許可を受けようとする乳幼児の保護者は、利用しようとする乳幼児について、あらかじめ茨木市立子育てすこやかセンター一時保育事業利用登録申請書を指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定による申請があったときは、申請内容を審査し、相当と認めるときは、茨木市立子育てすこやかセンター一時保育事業利用登録台帳に登録するとともに、茨木市立子育てすこやかセンター一時保育事業利用登録カードを申請者に交付するものとする。

3 前項の利用登録カードの交付を受けた者は、当該利用登録申請書の記載内容に変更が生じたときは、茨木市立子育てすこやかセンター一時保育事業利用登録変更届により速やかに指定管理者に届け出なければならない。

4 利用登録カードの交付を受けた者は、当該利用登録カードを破損し、又は紛失したときは、茨木市立子育てすこやかセンター一時保育事業利用登録カード再交付申請書を指定管理者に提出し、再交付を受けなければならない。

（一時保育事業の利用の要件）

第11条 一時保育事業は、その利用の許可を受けようとする乳幼児の保護者のいずれかが次

に掲げる事由により当該乳幼児の保育を行うことができない場合に利用することができないものとする。ただし、第8号に掲げる事由により当該乳幼児の保育を行うことができない場合にあっては、総合センター一時保育事業を利用することができない。

- (1) リフレッシュ
- (2) 通院
- (3) 病気又は負傷
- (4) 社会的行事
- (5) 看護又は介護
- (6) 出産
- (7) 冠婚葬祭
- (8) 就労
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める事由

2 前項の規定にかかわらず、一時保育事業は、利用しようとする乳幼児が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用することができない。

- (1) 疾病にかかり、又はその他の理由により他の者に悪影響を及ぼすおそれがあるとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長又は指定管理者が不適當と認めるとき。

(一時保育事業の利用許可の申請等)

第12条 条例第13条第1項の規定により、総合センター一時保育事業の利用の許可を受けようとする乳幼児の保護者は、利用登録カードを提示の上、茨木市立子育て支援総合センター一時保育事業利用許可申請書（様式第12号）を、市長に提出しなければならない。

2 条例第13条第2項の規定により、すこやかセンター一時保育事業の利用の許可を受けようとする乳幼児の保護者は、利用登録カードを提示の上、茨木市立すこやかセンター一時保育事業利用許可申請書を、指定管理者に提出しなければならない。

3 前2項の申請は、一時保育事業を利用しようとする日（以下この項において「利用日」という。）の1か月前から利用日の前日の正午までの間に行わなければならない。ただし、市長又は指定管理者が特に必要と認めるものについては、この限りでない。

(一時保育事業の利用の許可)

第13条 市長は、総合センター一時保育事業の利用を許可したときは、茨木市立子育て支援総合センター一時保育事業利用許可書（様式第13号）を交付する。

2 指定管理者は、すこやかセンター一時保育事業の利用を許可したときは、茨木市立子育てすこやかセンター一時保育事業利用許可書を交付する。

(一時保育事業の利用許可の順位)

第14条 第12条第1項及び第2項の申請に対する利用許可の順位は、利用許可申請書を受け付けた順序による。

(一時保育事業の利用日数等)

第15条 総合センター一時保育事業の利用日数は、1月につき4日までとし、1日の利用回数は、1回までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(一時保育事業の利用の変更等の手続)

第16条 総合センター一時保育事業の利用者がやむを得ない理由により利用できなくなったとき又は茨木市立子育て支援総合センター一時保育利用許可書の記載事項のうち、次に掲げる事項を変更しようとするときは、茨木市立子育て支援総合センター一時保育事業利用許可書を添えて、茨木市立子育て支援総合センター一時保育事業利用取消・変更申請書(様式第14号)を提出しなければならない。

- (1) 申請者に関する内容
- (2) 乳幼児に関する内容
- (3) 利用日時
- (4) 申請理由
- (5) 送迎者に関する内容
- (6) 緊急連絡先

2 市長は、前項の規定による申請に対し、適当と認めるときは、茨木市立子育て支援総合センター一時保育事業利用取消・変更許可書(様式第15号)を交付する。

3 すこやかセンター一時保育事業の利用者がやむを得ない理由により利用できなくなったとき又は茨木市立子育てすこやかセンター一時保育利用許可書の記載事項のうち、第1項に掲げる事項を変更しようとするときは、茨木市立子育てすこやかセンター一時保育事業利用許可書を添えて、茨木市立子育てすこやかセンター一時保育事業利用取消・変更申請書を提出しなければならない。

4 指定管理者は、前項の規定による申請に対し、適当と認めるときは、茨木市立子育てすこやかセンター一時保育事業利用取消・変更許可書を交付する。

(利用許可書の提示義務)

第17条 一時保育事業の利用者は、送迎時に利用許可書又は利用取消・変更許可書を携帯し、茨木市立子育て支援総合センター(以下「センター」という。)を管理する職員(第20

条第1項第4号及び第21条において「職員」という。)から要求されたときは、これを提示しなければならない。

(一時保育事業の利用料等の納付)

第18条 一時保育事業の利用料又は利用料金は、利用しようとするときに納付しなければならない。ただし、利用時間の延長がある場合は、利用を終了したときに当該延長分に係る利用料又は利用料金を納付するものとする。

2 利用料又は利用料金を算定する場合において、前項ただし書に係る延長時間は、当該延長時間が5分以上のときは30分とし、5分未満のときは切り捨てるものとする。

(利用料等の還付)

第19条 条例第16条第2項の規定により、災害その他利用の許可を受けたものの責めによらない理由により利用することができなくなったときは、利用時間に応じて利用料又は利用料金を還付する。

2 利用料の還付を受けようとする者は、茨木市立子育て支援総合センター利用料還付申請書(様式第16号)を市長に提出しなければならない。

3 利用料金の還付を受けようとする者は、茨木市立子育てすこやかセンター利用料金還付申請書を指定管理者に提出しなければならない。

4 第1項については、還付理由の発生後10日以内に請求しなければならない。

(利用者の義務)

第20条 センターの利用者は、次に掲げる事項を順守しなければならない。

(1) 他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑をかける行為をしないこと。

(2) 物品の販売等をしないこと。

(3) センター内を不潔にしないこと。

(4) その他職員の指示に従うこと。

2 市長は、前項各号に違反する者に対し、入所を拒否し、又は退去を命じることができる。

(建物等の損傷等の届出)

第21条 センターの利用者は、建物、設備、器具等を滅失し、又は損傷したときは、直ちに職員に届け出て、その指示を受けなければならない。

(書類の書式)

第22条 この規則の規定により必要とする書類の様式(この規則で定める様式を除く。)は、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が別に定める。

(その他)

第23条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の際、この規則による改正前の規則によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

(準備行為)

3 この規則施行前に準備行為として行った第2条に規定する指定管理者の申請手続きその他この規則を施行するために必要な準備行為は、この規則の相当規定によって行ったものとみなす。

附 則 (平成23年規則第24号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年規則第4号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の茨木市立子育て支援総合センター条例施行規則によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則 (平成27年規則第38号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年規則第15号)

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであって、この規則の施行の日前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの規則の施行の日前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際、この規則による改正前の規則によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則（令和元年規則第1号）

（施行期日）

- 1 この規則は、元号を改める政令の施行の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の規則によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則（令和元年規則第16号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の規則によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。